

平成20年11月14日(金)

於・都道府県会館101大会議室

水産政策審議会 第40回資源管理分科会議事録

水産庁

水産政策審議会第40回資源管理分科会

1 開会、閉会の年月日・時刻

開会 平成20年11月14日 午後1時00分

閉会 平成20年11月14日 午後3時25分

2 出席した委員の氏名（敬称略）

| | | | | |
|----|--------|-------|-------|-------|
| 委員 | 奥野 恒太郎 | 櫻本 和美 | 寺本 紀久 | 東村 玲子 |
| | 福島 哲男 | 宮原 邦之 | 森川 良子 | 安元 杏 |

| | | | | |
|------|-------|-------|-------|-------|
| 特別委員 | 市山 亮悦 | 今村 博展 | 小川 栄 | 熊谷 拓治 |
| | 嶋野 勝路 | 島貫 文好 | 高橋 健二 | 中田 邦彦 |
| | 濱田 健二 | 八木田和浩 | 山田 邦雄 | 吉田 證平 |
| | 婁 小波 | | | |

3 水産庁側出席者

宮原資源管理部審議官

森企画課長補佐

木實谷管理課長

木島資源管理推進室長

長谷沿岸沖合課長

香川漁場資源課長

4 議 事

別紙のとおり

目 次

| | |
|--|----|
| 1 . 開 会 | 1 |
| 1 . 議 事 | |
| (諮 問 事 項) | |
| 諮 問 第 150 号 漁 業 法 第 58 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ く 小 型 捕 鯨 業 の 公 示 に つ い て | 2 |
| 諮 問 第 151 号 漁 業 法 第 58 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ く 中 型 さ け ・ ま す 流 し 網 漁 業 (日 本 海 の 海 域) の 公 示 に つ い て | 4 |
| 諮 問 第 152 号 海 洋 生 物 資 源 の 保 存 及 び 管 理 に 関 す る 法 律 第 3 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ く 基 本 計 画 の 検 討 等 に つ い て | 5 |
| (審 議 事 項) | |
| 期 中 改 定 ル ー ル の 検 討 に つ い て | 23 |
| (報 告 事 項) | |
| T A C 制 度 等 の 検 討 に 係 る 有 識 者 懇 談 会 の 報 告 に つ い て | 29 |
| 指 定 漁 業 の 許 可 及 び 起 業 の 認 可 の 状 況 に つ い て | 40 |
| (そ の 他) | 41 |
| 1 . 閉 会 | 42 |

開 会

木實谷管理課長 定刻でございますので、ただいまから第40回資源管理分科会を開催させていただきます。

まず委員の出席状況について御報告いたします。水産政策審議会令第8条第1項の規定により審議会の定足数は過半数とされておりますが、本日は、委員9名中、須能委員が所用のため御欠席でございます。8名の方が御出席されておりますので定足数を満たしており、本日の資源管理分科会は成立していることを御報告いたします。なお、宮原委員におかれましては、所用のため15時をめぐりに御退席と伺っているところでございます。

審議に入ります前にお手元の資料を御確認させていただきます。

まず議事次第という1枚紙がございまして、その後に資料一覧の紙がございまして。そして、資料1が資源管理分科会委員と特別委員の名簿でございます。資料2が「漁業法第58条第1項の規定に基づく小型捕鯨業の公示について」、資料3が「漁業法第58条第1項の規定に基づく中型さけ・ます流し網漁業（日本海の海域）の公示について」、資料4が「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律に基づく基本計画の検討等について」というもので、1枚紙の後に枝番のついた資料4 1、4 2、4 3、4 4、4 5、4 6、4 7、4 - 8、4 9までございます。その後に、資料5として1枚紙で「期中改定ルールの検討について」、資料6として「個別割当方式・譲渡性個別割当方式の概要と我が国における導入の考え方」、それから資料7といたしまして「指定漁業の許可及び起業の認可の状況について」という資料がございまして。

資料は以上でございます。何か不足がございましたら事務局までお申しつけいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、議事に入りたいと思いますので、分科会長、よろしくお願いいたします。

議 事
(諮問事項)

諮問第150号 漁業法第58条第1項の規定に基づく小型捕鯨業の公示について

櫻本分科会長 本日はお忙しいところを御出席いただきまして、ありがとうございます。
た。

それでは本日の議題に入りたいと思います。本日は、諮問事項が3件、審議事項1件、
報告事項2件でございます。よろしくお願いいたします。なお、本日審議いたします諮問
事項につきましては、水産政策審議会令第5条第6項の規定に基づき、資源管理分科会の
議決をもって審議会の議決となります。よろしくお願いいたします。

それでは、早速、諮問事項に入りたいと思います。諮問第150号の「漁業法第58条第1
項の規定に基づく小型捕鯨業の公示について」、事務局から資料の説明をお願いします。

長畠遠洋課長 遠洋課長でございます。今から御説明申し上げますが、座って御説明申
し上げることをお許しいただきたいと思います。

まず資料2に基づき御説明申し上げます。まず諮問文を朗読させていただきます。

水産政策審議会

会 長 山内 皓 平 殿

農林水産大臣 石 破 茂

漁業法第58条第1項の規定に基づく小型捕鯨業の公示について（諮問第150号）

小型捕鯨業につき、別紙の公示案により、許可又は起業の認可をする船舶の総トン数別
の隻数及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を定めるとともに、この公示に係る許可
の有効期間を平成21年4月1日から平成22年3月31日までと定めたいので、漁業法（昭和
24年法律第267号）第58条第3項及び第60条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求
める。

1枚おめくりください。まず指定漁業であります小型捕鯨業の許可の有効期限は平成21
年、来年3月31日に満了いたします。それに伴い、引き続き許可を継続する必要がござい
ますので、別紙で公示案を定めてございます。別紙は次ページからでございます。この中
で毎年許認可の公示を行っておりますが、現行のものと同じ内容を踏襲いたしております

す。隻数は9隻でございます、本年と同様でございます。

1枚飛ばしていただきまして、その次のページをごらんください。「許可又は起業の認可を申請すべき期間」でございますが、答申をいただきましたら早速公示をいたしまして、平成21年3月18日までということで3カ月間の期間を申請期間に充てたいと存じております。

備考でございますが、この許可に係る有効期間は、対外的な関係で平成21年4月1日から平成22年3月31日までの1年間と定めます。また、2にございますように、鯨の種類ごとの制限又は条件を定める予定でございます。もう2枚めくっていただきますと横紙になりますが、毎年の小型捕鯨業の捕獲実績を参考として添付してございます。昭和62年から載せていますが、1枚おめくりいただきまして、最近の状況を御説明申し上げます。

平成20年はトータルで許認可隻数が9隻ございます。ミンククジラにつきましては、残念ながらIWCの場で商業捕鯨モラトリアムとなっておりまして、捕獲枠をゼロとしております。それ以外の鯨種につきましては、IWCが管轄している鯨の種類以外ということで、ツチクジラ、ゴンドウクジラ、その他が掲げられております。その他というのはすべてオキゴンドウと称する鯨でございます。それぞれの鯨種を捕獲対象にいたしておりますが、この3種類の鯨種におきましては、それぞれの資源量に応じて捕獲枠を定め、操業の管理、持続可能な形での操業を確保すべく、管理をいたしております。20年度につきましては、現在操業期間中のため、19年度の操業実績について御報告いたしますけれども、ここにありますようにツチクジラ67頭、ゴンドウクジラ16頭となっております。また、その他の中身は20年度と21年度は先ほど申したようにオキゴンドウですけれども、19年度についてはハナゴンドウでございます、そのハナゴンドウの頭数が全部で20となっております。

以上が諮問の内容とIWCにおける商業捕鯨モラトリアム以降の推移でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

櫻本分科会長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御意見、御質問はございますでしょうか。

特に御意見、御質問がないようでしたら、諮問第150号につきましては原案どおり承認をしていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

櫻本分科会長 それでは、諮問第150号につきましては原案どおりということにさせて

いただきます。

諮問第151号 漁業法第58条第1項の規定に基づく中型さけ・ます
流し網漁業（日本海の海域）の公示について

櫻本分科会長 それでは、次の諮問事項に入ります。諮問第151号の「漁業法第58条第1項の規定に基づく中型さけ・ます流し網漁業（日本海の海域）の公示について」、事務局から資料の説明をお願いいたします。

長畠遠洋課長 引き続き御説明させていただきます。
まず諮問文を朗読させていただきます。

水産政策審議会

会 長 山内 皓平 殿

農林水産大臣 石 破 茂

漁業法第58条第1項の規定に基づく中型さけ・ます流し網業
（日本海の海域）の公示について（諮問第151号）

日本海の海域における中型さけ・ます流し網漁業につき、別紙の公示案により、許可又は起業の認可をする船舶の総トン数別、操業区域別及び操業期間別の隻数並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を定めるとともに、この公示に係る許可の有効期間を平成21年3月20日から平成22年3月19日までと定めたいので、漁業法（昭和24年法律第267号）第58条第3項及び第60条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

以上が諮問文でございますが、公示案の基本的内容は2枚目に説明がございます。

通常、さけ・ます漁業に関しては、春に行われる日口交渉に基づいて操業条件などが定められるわけでございますが、今回諮問申し上げますのは日本海の海域で操業するさけ・ます漁業でございます。この漁業は例年3月下旬に操業が始まりますので、通常の公示期間を確保するため、今回、公示についての諮問をお願い致す次第でございます。

1枚めくっていただきまして、平成21年の許可につきましては、操業実態にあわせて、平成20年の公示隻数から1隻を減じ、昨年 of 許可実績と同数の6隻にしたいと考えてございます。それ以外の操業条件については変更ございませんが、操業期間につきましては、

従来どおり3月20日から開始し、終了日は我が国の200海里水域内におきましては7月10日まで、ロシアの水域につきましては7月5日までとしまして、申請期間は公示の日から来年の2月28日までといたしたいと考えております。

以上でございます。よろしく願い申し上げます。

櫻本分科会長 ただいまの御説明に対して御意見、御質問はございますでしょうか。

特段ないようでしたら、諮問第151号につきましては原案どおり承認してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

櫻本分科会長 それでは、そのようにさせていただきます。

諮問第152号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条
第7項の規定に基づく基本計画の検討等について

櫻本分科会長 それでは、次の諮問事項に入ります。諮問第152号の「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について」、事務局から資料の説明をお願いいたします。

木實谷管理課長 管理課長の木實谷でございます。諮問第152号、「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について」の御説明をいたします。

お手元の資料4が今回の諮問内容でございます。まず諮問文を朗読させていただきます。

20水管第1779号

平成20年11月14日

水産政策審議会

会 長 山内 皓平 殿

農林水産大臣 石 破 茂

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の
規定に基づく基本計画の検討等について（諮問第152号）

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第3条第7項の規定

に基づき、海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画（平成19年11月12日公表。以下「基本計画」という。）に別紙のとおり変更の検討を加えたいので、同条第8項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

また、審議の結果、別紙のとおり基本計画の一部を変更する必要がある旨の意見が得られた場合には、同条第7項の規定に基づき、基本計画を変更することとしたいので、同条第9項において準用する同条第4項の規定に基づき、併せて貴審議会の意見を求める。

以上でございます。

今回の諮問では4点御審議をいただくものでございます。1点目が平成20年、本年のサバ類のTACの変更及び追加配分について、2点目が同じく20年のマサジの知事管理漁業における追加配分について、3点目が平成21年のTACの設定について、4点目が平成21年のTAE（漁獲努力可能量）の設定について、この4点について御審議いただくものでございます。

まず1点目の20年のサバ類のTACの変更及び追加配分について説明させていただきます。資料4-3をごらんいただきたいと思います。サバ類、マサバ及びゴマサバの20年のTACにつきましては、管理の対象となる期間が平成20年7月から平成21年6月となっておりますけれども、昨年9月に公表された資源評価結果を用いまして、昨年11月に、当初のTACとしては「まさば及びごまさば」の欄の上段にございます61万6000トンを設定しているところでございます。

資料4-4の4ページをごらんいただきますと、マサバ・ゴマサバの漁獲量のグラフが載っております。今年の漁期が7月から始まっておりますけれども、赤線部分が本年の漁獲量、7・8・9月の分ですけれども、近年では高い水準での漁獲が続いておりまして、太平洋海域におきましては当初の資源評価での想定を上回る漁場形成が続いているところでございます。

続きまして資料4-7をごらんいただきたいと思います。5ページをお開きください。今回、マサバ及びゴマサバにつきまして太平洋系群の資源の再評価を実施したわけがございます。再評価は漁期開始後の9月までの漁獲データと調査船調査の結果を用いて今後の見込みも含めて算定しておりまして、卓越年級群であります2007年級群を中心に資源評価が上方修正されているところでございます。また、マサバの対馬暖流系群及びゴマサバの東シナ海系群につきましても、当初TAC設定に用いた昨年の資源評価結果が、例年行わ

れる資源評価作業によりまして本年9月時点で更新されましたことから、これらを踏まえて20年TACの期中改定を行うものでございます。具体的な設定の方法につきましては、サバ類は従来からTACの基礎とする数量に調整枠を加えた数量をTAC数量としているところでございます。その基礎とする数量につきましては、20年当初のTAC設定時に用いた漁獲シナリオごとに今回改定された数値を当てはめておりまして、マサバ太平洋系群では、上に中期的管理方針が載っておりますけれども、資源回復計画による漁獲努力量削減措置とあわせて優先的に資源の回復を図っていく中で、現状の漁獲圧の維持、いわゆるF_{current}といわれておりますシナリオに基づきまして、21万7000トンとしたい。ちょうど表の真ん中あたり、マサバの太平洋の欄に載っておりますけれども、従来は20年の改定前のところが12.1という数字でございましたが、再評価した結果、2つのシナリオの数字が書いてありますうちの21.7のほうを従来から採用している。それから、マサバの対馬暖流系群では、中期的管理方針に沿いまして、資源評価計算のうち、親魚量の維持、これはいわゆるF_{sus}というものですけれども、そのシナリオに基づきまして11万2000トン、それからゴマサバの太平洋と東シナ海の両系群につきましてはABCとなっております親魚の維持シナリオで、それぞれ15万8000トン及び7万5000トンとなり、これらの合計が56万2000トンになります。これに魚群の分布状況に応じて追加配分するための調整枠として、大臣管理分と知事管理分でそれぞれ漁場係数として0.3、0.5を乗じたものを加えたものがTACの改定の数字76万5000トンとなります。この場合、当初配分は基礎とする数量相当分といたしまして、調整枠は留保の上、漁場形成状況に応じて採捕の総量が基礎とする数量以内になることを目安に追加配分するというふうにしているところでございます。ちなみに、これは20年の改定でございますので、まだ調整枠を使用する従来の方式を踏襲しているわけでございますが、21年からは調整枠は設定しない、そういう運用にすることになっているわけでございます。

それから、資料4-4をごらんいただきたいと思います。1ページ目が「平成20年漁獲可能量の配分総括表(案)」となっております。サバ類については61万6000トンというのが従来のものだったわけですが、今回の改定で76万5000トンにいたしております。その内訳として、大臣管理分が24万トンから30万1000トンに改定ということでございます。各都道府県の配分につきましては、2ページの右から3番目、「まさば及びごまさば」の欄にございまして、数字が2段書きになっているところが今回の改定の数字でございます。今回の期中改定につきましては、各都道府県に照会を行いまして、結果的に2つ

のパターンの増枠の仕方がございます。

5ページをごらんいただきたいと思います。まず1つ目のパターンですが、TAC改定に伴う増枠に加えて、特定の海域において漁場形成の状況が良好であるということで調整枠から追加配分を行う県でございまして、上にあります宮崎県と鹿児島県がこれに該当いたします。宮崎県につきましてはTAC改定に伴って1000トンがまず増枠されまして、追加配分につきましては、ことし3月以降、ゴマサバ1歳魚を中心とした漁場形成が良好で平成17年と同様の漁獲傾向が見込まれることから、調整枠から5000トンの追加をして、合わせて6000トンの増枠、改定後に1万3000トンとするものでございます。

それから、右側の鹿児島県につきましては、TAC改定に伴って1000トンがまず増枠され、追加配分については、7月以降ゴマサバの漁場形成が良好で今後は近年3カ年平均程度の漁獲が見込まれることから、調整枠から8000トンの追加、合わせて9000トンの増枠となりまして、改定後1万7000トンというふうにするものでございます。

それから、もう一つのパターンがその下にあるグループでございます。こちらはTAC改定に伴って配分量が増枠となるものでございます。各都道府県の具体的数量につきましては、2ページ目の「まさば及びごまさば」欄の網かけの部分で、上段が変更前の数量、下段が改定後の数量となるわけでございます。

なお、調整枠から追加配分する場合につきましては、基本計画におきまして、今漁期の最終的な採捕量が当初配分量である基礎とする数量以内におさまることを目安に運用するものとされておりますところ、今漁期7～9月の採捕実績を過去5年ベースで引き伸ばして計算してみますと、数量配分県全体の採捕見込みはおよそ13万トンとなりまして、再評価後の当初配分量である15万4000トン以内におさまる見込みになっております。

1点目のサバ類の改定、追加配分についての説明は以上でございます。

2点目が20年のマアジの知事管理漁業における追加配分でございます。資料4-4の3ページのグラフをごらんいただきたいと思います。マアジにつきましては、三重県、和歌山県、島根県、山口県及び長崎県から追加の要望がございました。

まず三重県ですけれども、本年6月以降、特に定置網でまとまった入網が見られており、漁獲物の年齢構成が似かよっている昨年と同様、0歳魚が漁期終盤に増加することを見込んで、2ページにありますように、現行4000トンに3000トンを追加しまして、7000トンに改定したいと考えております。

次に和歌山県ですが、中型まき網は低調で推移しているものの、本年4月以降、定置網

及び敷網で好調な漁獲が見られており、今後も同様なペースでの採捕が見込まれることから、2ページに戻りますが、4000トンから5000トンに改定したいと考えております。

次に島根県ですけれども、本年6月以降、中型まき網で近年5年平均を上回る好調な漁獲が見られておりまして、今後も近年5年平均程度の漁獲が見込まれるので、2ページにありますように、現行の2万6000トンから2万8000トンに改定したいと考えております。

次に山口県ですが、本年4月以降、中型まき網で好調な漁獲が見られており、今後も近年5年平均程度の漁獲が見込まれることから、これも現行4000トンから5000トンに改定したいと考えております。

最後に長崎県ですが、本年4月以降、中型まき網で好調な漁獲が見られており、漁海況予報で来遊量は前年を上回るとされている中、今後は平成17～18年平均程度の漁獲が見込まれるということで、現行2万トンから2万4000トンに改定したいと考えております。

なお、今漁期の最終的な採捕見込みにつきましては、1月から9月までの実績を過去5年ベースで引き伸ばして計算した結果、数量配分県全体でおよそ7万7000トンとなり、当初配分である8万3000トンの範囲内におさまる見込みとなっております。

以上が2点目のマアジの追加配分についての御説明でございます。

それから、3点目の21年T A Cの設定の説明に移りたいと思います。まず個々の特定海洋生物資源の動向について、漁場資源課長から御説明を申し上げます。

香川漁場資源課長 漁場資源課長の香川でございます。座って説明をさせていただきます。資料は4 9でございます。

資料4 9の1枚目に資源評価の基本的な事項を記載してございます。水産庁では、毎年さまざまな調査・解析を実施し資源評価を行い、資源状況の把握やA B Cの算出を行っております。基本的には、体長別の漁獲量から年齢別の漁獲量を算出し、これに自然死亡率・漁獲死亡率の仮定数値を置きまして年齢別の資源数を求めるということを行っております。それから、新たに加入する部分について、卵稚仔調査や稚魚の調査を行ったことにより加入状況の推定をして、次年度は資源がどのように変動するかという予測をしております。

そのような資源の現状と予測に基づきまして、もう一つ、資源の管理目標を置きまして、その目標を達成するために漁獲はどのように行うかというものを示しています。これを私どもはA B C（生物学的許容漁獲量）として算出をいたしております。例えば加入が急激に減少しないような親魚量の維持、これをB limitと言っておりますが、その維持を

管理目標としております。B limit以上の場合は現状の漁獲が認められ、B limit以下になれば資源回復措置をとる、そういうことになっております。

それから、ことしは従来の評価方法の手順について見直しを行いました。今までは一つの漁獲シナリオに基づいて算出したABCのみを提示してはいましたが、同じ資源状態でも前提条件が変われば算出されるABCも変わってくるということで、例えば現在の資源水準が低位にあって回復を要する資源については、5年で回復させるのか、10年で回復させるのか、あるいはどの水準まで資源を回復させるのか、そういう管理目標のバリエーションがございます。ことしの表示におきましてはそのような複数のシナリオによるABCを提示しております。あわせて、それぞれのシナリオについてリスクをわかりやすい形で提示いたしております。中身をごらんいただければ、そういう目標値とリスクがそれぞれ提示をされているわけでございます。

それでは、TAC魚種につきまして個別に資源評価結果を御説明させていただきたいと思っております。

最初はサンマの太平洋北西部系群になります。サンマにつきましては御承知のように公海を含む太平洋全体にわたり広く分布していることがわかっておりまして、現在、広範囲な調査を行っております。近年の調査によりまして、沖合域にも豊富な資源があるということが判明しております。2008年級群の加入は近年の中では低い水準となっておりますが、これが漁獲の主体となります。2009年の予想資源量は325万トンということで、2008年よりは減少する見込みでございます。ただし、まだ非常に多くの未利用資源もございまして、資源水準が高位であることについては変わりがございません。2002年以降、加入が比較的安定しており、資源動向は横ばいということでございます。したがって私どもとしては、資源水準は高位、資源動向は横ばいというふうに評価をしております。

ABCとしましては、必要な資源量を確保することを基本として、先ほど申し上げた現状の漁獲圧を維持するところから、親魚量に悪影響を及ぼすと考えられない漁獲圧ということで幾つか幅を持たせた形になってはおりますが、ABCとしては日本海域で13万3000トンから62万1000トンという算出をいたしております。

次はスケトウダラでございます。スケトウダラにつきましては4つの評価単位に分けてございます。まずスケトウダラの太平洋系群ですが、これは4つの評価単位の中で最も大きな資源でございます。産卵場は噴火湾、道東海域が主な生育場となっております。近年は卓越した年級群の発生が見られていないことから、資源量については減少傾向にあり、

2008年の予測値は過去最低の76万8000トンとなっております。ただし、親魚量（2007年24万トン）は比較的安定しておりまして、資源の加入がそれ以下になると減少してしまう限界値、B limitは15万トンとしておりますけれども、これは上回っている状況でございます。資源全体としては低位で減少傾向、管理目標は先ほどありましたように、親魚量15万トン以上を維持することを基本に、ABCを9.2万トンから13万3000トンと算出しております。以上が太平洋系群でございます。

続きましてスケトウダラの日本海北部系群でございます。資源量は、ここのグラフでございますように、92年以降、顕著に減少しております。2007年は10万3000トンと過去最低を示しております。親魚量も2007年は5万6000トンですが、これも低水準であるため、B limitは14万6000トンと設定しておりますが、これも大きく下回る状況でございます。ただし、2005年及び2006年級群の加入が比較的良好な模様でございます。そのため、資源量・親魚量とも一時的には若干回復するという見込みでございます。資源水準は低位で減少傾向でございます。中期的管理方針では資源水準の減少に歯止めをかけることとしておりますが、それに沿いまして、親魚量の回復を基本に、ABCとしては1800トンから9300トンまでを算出しております。その中で親魚量を維持するというシナリオについてもABCとして設定しております。今後は、先ほど申し上げましたように2005年及び2006年級群が比較的良好な加入ということですので、この合理的な利用が課題ということでございます。また、資源回復計画の対象種として取り組みが進行されております。

続きまして、スケトウダラのオホーツク海南部でございます。これはロシア海域からの来遊がある資源でございます。2007年の漁獲量は2万3000トンと低い水準ながらも、近年は漁獲が増加をしております。日本側の調査、あるいはロシア側からの情報によりまして、2005年級群の加入は良好と予想されておりました。少なくとも一時的には資源状態がある程度好転するというふうに考えられております。しかしながら、日本水域の状況から見て、資源としては低位、動向は増加傾向ということでございます。

当該資源につきましては、ロシア水域等他水域との交流があり、詳細な生態や資源状況も不明な部分が多いことから、ABCの算出は行っておりません。参考値として漁獲圧を低減し資源の増大を図る、または資源量の漁獲圧の維持というシナリオに基づきまして、2009年の漁獲量を算定しております。その数字につきましては、下の「資源評価結果」の脚注にございますように、参考として1万700トンあるいは1万3400トンという数字を算出しております。

続きまして、スケトウダラの根室海峡群でございます。漁獲量は2007年で9000トンと、ピーク時の約1割を下回るような状況でございます。漁獲物の組成が高齢化する傾向にあり、新規加入状況が悪化しているというふうに推定をしております。資源状況は低位、資源動向は減少傾向ということでございます。この資源は北方4島水域との交流があり、詳細な生態や資源状況が不明なことからA B Cの算出は行っておりませんが、オホーツク海と同様、参考値として2009年の漁獲量を算定しております。

続きまして、マアジでございます。マアジは太平洋系群と日本海・東シナ海に分布する対馬暖流系群の2つに大別しております。

まずマアジの太平洋系群ですが、資源量、漁獲量とも良好な水準にありますものの、緩やかな減少傾向が続いております。2007年の親魚量は3万6000トンでございますが、これはB limit、つまり1986年の2万4000トンレベルを上回っており、資源の回復措置は特段必要としない状況になっております。資源水準は中位、動向は減少傾向でございます。資源評価の結果、A B Cとしましては、これもシナリオとして2つ提示しておりますが、3万2000トンから3万4000トンを算出しております。

続きまして、マアジの対馬暖流系群でございます。対馬暖流系群につきましては、資源量は2003年、2004年の水準から減少しているものの、安定的な状況でございます。親魚量は2007年が24万トンですが、これはB limitの14万トンを上回っており、資源の回復措置は特段必要ございません。資源水準としては中位、動向としては減少傾向でございます。資源量や親魚量の水準を良好な範囲で維持するために、現在の漁獲圧を維持又は若干ふやす程度であれば問題なく、15万6000トンから16万6000トンという複数のA B Cを提示させていただきました。

続きまして、マイワシでございます。マイワシにつきましては太平洋に分布する太平洋系群と日本海・東シナ海に分布する対馬暖流系群に大別されます。

まず太平洋系群でございますが、御承知のように、マイワシは数十年単位で大きく変動する資源でございます。現在は非常に低水準期ということで、産卵場が四国の土佐湾周辺と伊豆半島南部海域に縮小して、漁場としても沿岸域に限られている状況でございます。ただし、昨年漁期にまとまった漁獲も見られており、低い水準の中ではございますが、近年は緩やかな回復傾向が見られるということでございます。ただし、親魚量は2007年が6万9000トンで、B limitの22万トンを大きく下回っており、再生産性効率も依然として低いことから、急速な回復は望みにくい状況でございます。資源としては低位、資源動向と

しては増加傾向ということでございます。A B Cといたしましては、資源水準の維持という中期的管理方針に従いまして、かつ、親魚量の増大を図るということを基本にし、1.3万トンから3.4万トンを設定いたしております。

続きまして、マイワシの対馬暖流系群でございます。これも低水準でございまして、九州西岸から能登半島までの沿岸寄りに分布が縮小している状況でございます。漁獲量が1万トンを超えるということで回復の兆しが見えますが、その水準はまだ低く、情報不足から資源量推定に不確実性が高いこともあり、A B Cは算出をしておりません。推定資源量は2001年以降緩やかに増加しております。2000年は0.5万トン、2007年は3万1000トンということで、加入も同様の状況でございますが、資源が急激に回復するようなことにはなっておりません。資源水準としては低位、増加傾向ということですが、具体的なA B Cは算出をせず、専獲を避け、混獲程度の漁獲にとどめるということを提言しております。

次に、サバ類でございます。太平洋に分布する太平洋系群（マサバ、ゴマサバ）と日本海・東シナ海に分布する対馬暖流系群（マサバ）、それから東シナ海系群（ゴマサバ）に大別しております。ゴマサバはマサバに比べて南方域に分布いたしますが、近年は東北海域のほうまで分布が見られて、混在している状況でございます。

まずマサバ太平洋系群でございます。マサバ太平洋系群につきましては九州南岸から関東近海までが産卵場でございます。ふ化後、黒潮に乗って、黒潮が沿岸から離れていく黒潮続流域で生息し、さらに親潮域に北上して索餌、成長するという回遊をしております。高い水準にありました2004年級群の漁獲はピークを越しつつあるということでございます。2005年、2006年級群の加入は少なく、2004年級群に変わり2007年級群が主体の資源構成になっております。2008年級群についても加入は少ないと見ております。現在の親魚量（2007年19万トン）は、B limitであります45万トンを依然として大きく下回っております。

資源水準は低位、資源動向は横ばいでございます。A B Cにつきましては、B limitへの回復を目標として、A B Cを9万5000トンから18万6000トンと算定しております。ここにありますように複数のシナリオということで、例えば5年で資源をB limitまで回復させる、あるいは10年で回復させる、そういう複数のシナリオを記載しております。

続きまして、マサバの対馬暖流系群でございます。対馬暖流系群につきましては東シナ海から日本海中部域にかけて分布をしております。太平洋系群ほどの大きな変動はありませんが、資源量・親魚量ともがまだ低い状態でございます。資源水準としては低位、資源

動向は横ばいでございます。親魚量は2007年が17万トンで、B limitとして25万トンを上げておりますが、この水準まで回復させることを目標に、日本水域、我が国のABCとしては8万5000トンから10万5000トンと算定しております。加えて、中期的管理方針の当面は資源量を減少させないという方針に沿って、資源量を維持するシナリオ（10万7000トン）についてもABCを算定しております。

続きまして、ゴマサバの太平洋系群でございます。ゴマサバ太平洋系群の漁獲量は1995年以降高い水準にございましたが、近年は減少傾向にございます。2004年級群が卓越していたわけですが、2005年、2006年の加入は少なく、2007年も平年並みということで、資源水準としては2005年、2006年の最高期から低下傾向にございます。ただし、親魚量（2007年15万トン）はB limitの3万6000トンを十分上回っているということで、現在の漁獲圧をある程度増加させても持続的な利用が可能な状況にございます。資源としては高位、動向は減少傾向にございます。親魚量をB limit以上に維持することを管理目標にしまして、ABCを5万6000トンから9万4000トンと算定しております。

続きまして、ゴマサバ東シナ海系群でございます。これにつきましては親魚量、資源量とも比較的安定、高い水準にあります。また、親魚量の77万トンはB limitを上回っております。資源水準は高位、資源動向は横ばいでございます。同様に、現在の漁獲圧を維持もしくは若干増す程度であれば問題ないことから、ABCを7万4000トンから7万9000トンと算定しております。

続いて、スルメイカでございます。スルメイカは単年性で、周年産卵いたしますが、秋季から冬季に発生した群が多く、産卵時期や分布回遊の違いから、秋季発生群と冬季発生群の2つに分けて評価を実施しております。海洋環境によって非常に変動が大きいことから、常時、資源動向に注意する必要があります。

まずスルメイカの冬季発生群ですが、これは12月から3月にかけて九州西岸から東シナ海で発生し、主に太平洋を北上しながら成長し、成熟が進むと今度は日本海側を南下するという資源でございます。2008年の資源量は82万トンと2007年の120万トンからは減少しましたが、近年の平均的な水準は維持されております。親魚量は31万トンと見込まれておりまして、B limitの18万トンを十分に上回っています。近年の漁獲水準であれば特に問題はないということで、水準としては中位、資源動向は横ばいでございます。漁獲圧の維持、親魚量の維持というシナリオに基づきまして、我が国のABCとしては13万9000トンから16万3000トンと算定しているところでございます。

続きまして、スルメイカ秋季発生系群でございます。これは10月から12月に北陸沿岸から対馬海峡付近及び東シナ海で発生して、主に日本海に分布するものでございます。近年、韓国の漁獲が増加をしております。2009年の親魚量は74万トンと見込まれておりました、B limitの29万トンを十分に上回っております。資源は高位、資源動向は横ばいということで、漁獲圧の維持からMSY水準の維持というシナリオに基づき、ABCとしては11万9000トンから25万8000トンの範囲で算定をしております。

続きまして、ズワイガニでございます。ズワイガニは4つの系群がございます。

まず日本海系群ですが、これは富山県以西のA海域と新潟県以北のB海域に分けて評価をしております。A海域の水準は中位、資源は横ばいでございます。近年は高い加入量が続き、漁獲圧も安定していることから、資源の増大が図られてきております。ただ、2009年、2010年については加入量がやや少ないという見込みになっております。親魚量は3600トンとB limitの2500トンを上回ることから大きな懸念はございませんが、良好な加入があるまで漁獲水準を現行程度に維持することが適当ではないかと見ております。このような要件を満たすものとして、漁獲圧の維持、親魚量の維持というシナリオに基づきまして、ABCを3900トンから4700トンと算定しております。

それから、新潟県以北のB海域につきましては、資源は高位、動向は横ばいでございます。漁獲量は250トン程度と低い水準にございますが、資源密度指数等の指標値は比較的高いということでございます。漁獲対象資源量2700トンに対して漁獲努力量は非常に低い水準でございまして、資源水準は良好でございます。シナリオとしては、現在の漁獲量の維持から親魚量の確保というシナリオに基づき、幅はございますが、ABCとしては240トンから770トンを算出しております。

続きまして、ズワイガニの太平洋北部系群でございます。2007年の漁獲量は165トンということで、漁獲対象資源量3100トンに対して非常に低い水準になっています。調査船等の結果から、加入は高い水準で、資源は増加傾向でございます。資源としては中位、増加傾向でございます。ABCとしては、現在の漁獲量の維持から親魚量の維持というシナリオに基づきまして、これは雄と雌に分けておりますが、雄は69～538トン、雌は81～313トンと算定をしております。

続きまして、ズワイガニのオホーツク海系群でございます。漁獲量は2007年で282トンと、資源量に対して低い水準でございます。調査船の結果では、資源は低位水準ながら増加している状況にございます。資源の現存推定値は増加してございまして、現在の漁獲量は

持続的可能な範囲に抑えられていると考えています。A B Cとしては、資源量の維持、資源動向にあわせた漁獲シナリオに合わせまして、530トンから690トンと算定しております。

それから、ズワイガニの北海道西部系群でございますが、これは県知事許可船3隻による小規模な漁業でございます。漁獲量は安定しております。97年以降最大の漁獲量43トンということになってはいますが、これ以下であれば持続的な生産は得られるところであります。資源水準は中位、資源動向は横ばいということで、現在の漁獲量は過去最大の漁獲量である43トンをA B Cとして算定しております。

以上がT A C対象種に関する資源状況でございます。

それから、T A Eの関係の対象魚種の資源動向と資源状況については最後のページに記載しているとおりでございます。アカガレイ、サメガレイ、トラフグ、マコガレイ、ヤリイカ、イカナゴ、サワラ、マガレイ、ヤナギムシガレイ、それぞれについての資源評価をT A C魚種と同様、水準と動向に分けて説明していますので、ごらんいただきたいと思えます。

資源状況については以上でございます。

木實谷管理課長 長くなって恐縮でございますけれども、引き続き、21年T A Cの説明を続けさせていただきます。資料4 6、「21年漁獲可能量(T A C)設定のポイント(案)」という1枚紙をごらんいただきたいと思えます。

21年T A Cの設定に当たりましては、「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律」の規定に則りまして、また、「海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画」に定める理念、方法等に基づきますとともに、特に以下の考え方により行うことといたしたいと考えております。

まず、T A Cの設定につきましては、漁業の経営事情を勘案しつつ、A B Cを可能な限り超えることのないようにするものとしております。その際、A B Cにつきましては、資源管理の目標や期間の設定により、その値が異なることから、今年度より、各設定条件に応じた管理シナリオのもとで複数のA B Cが算定されているところでございます。

2点目ですが、マアジ、マイワシ並びにマサバ及びゴマサバにつきましては、これまで魚群の分布状況等に応じて追加配分するための調整枠の設定を行ってきたところでございますけれども、21年漁期からは、調整枠を設定せず、漁場形成の状況に応じて管理の対象となる期間における当該資源の採捕の総量が当初の漁獲可能量の数量以内になるようにす

ることを目安に、割当量の追加配分を行うことといたしております。そして、後の議題で御説明いたしますが、この追加配分についてのルールを別途検討することといたしております。

3点目でございますけれども、資源の将来予測等には精度の限界があることを踏まえまして、漁期開始後、資源評価が当初の見込みより大幅に改善されることが見込まれる場合には、新たな科学的データ等を用いて速やかに資源の再評価を行い、その結果を踏まえて漁獲可能量を改定することといたしております。これにつきましては従来も対応を図ってきたところですが、今後、そのルールについて別途検討することといたしております。

最後に、従来と同様の考え方ですが、主たる生息水域が外国水域にある資源、具体的にはスケトウダラオホーツク海南部・根室海峡及びズワイガニオホーツク海系群ですが、これらにつきましては、我が国水域への来遊状況に年変動があることを考慮して、来遊状況が良好な場合に対応できる数量として、強制規定が適用されるスケトウダラにつきましては過去7年、適用されないズワイガニについては過去5年の最大漁獲量をベースにTACを設定することといたしております。

21年TAC設定のポイントは以上でございます。

次に、資料4-7をごらんいただきたいと思います。「21年漁獲可能量（TAC）（案）について」をごらんいただきながら魚種ごとのTAC設定の考え方を御説明申し上げます。

まず1ページ目のサンマでございます。サンマのTACの設定につきましては、中期的管理方針で「漁獲量の増大により漁獲金額が減少する傾向が顕著であることから、将来に向けて安定的な供給を確保する観点から、資源に悪影響を与えない範囲内において、漁獲可能量を安定的に設定するものとする」とされておりまして、21年漁期のTACにつきましては、資源は高位水準にあり、従来より、中期的管理方針に則して、需給と価格形成との関係、漁業経営の状況を踏まえてTACを設定していること、それから20年漁期の終盤がまだ残されており、需給等に関する条件が、今後、20年TAC設定時の状況から変化するかどうか現時点では明らかではないことから、当面、20年漁期と同量といたしまして、1月以降、20年漁期の漁獲状況や需給動向等を踏まえながら関係者で議論を行い、必要に応じて漁期前にTAC数量の見直しを行うということで、前年と同じ45万5000トンということにしたいと考えております。

なお、各魚種とも同じページの下段の表に複数のA B Cが記載されております。サンマのA B Cにつきましては、 から まで4種類が算出されていますけれども、資源が高位にあり、いずれのシナリオにおいても親魚量に悪影響を与えないというふうにされておりますことから、括弧内の数量は資源全体のうち日本水域分ということになりますけれども、 の62万1000トンを超えないようにT A Cを設定することにいたしたいと考えております。

次に資料4 5をごらんいただきたいと思います。このうちサンマは全体量が45万5000トンですけれども、大臣管理漁業への数量配分につきましては、今後の検討を踏まえて後日行うことといたしまして、北太平洋サンマ漁業は空欄といたしております。 次に裏面の2ページですけれども、都道府県分につきましては、今回は暫定的に、少量の漁獲の可能性がります北海道及び岩手県に1000トンずつ配分するとともに、その他の県には若干配分といたしているところでございます。

この「若干」の考え方ですけれども、ズワイガニとマイワシ以外の魚種につきましては過去の漁獲実績がおおむね100トン以上あるものの資源に対する圧力が小さいと認められる都道府県、それからマイワシについてはおおむね30トン以上ある都道府県、一方ズワイガニにつきましては過去の漁獲実績が10トン程度以下の都道府県が「若干」というものに該当してありまして、若干配分となりました都道府県につきましては、現状以上に漁獲努力量を増加させず、また採捕の数量についても前年程度におさめるよう努力するというふうにされているものでございます。

それから、「 」と書いてある県がでございます。これは、「若干」の要件に満たない漁獲量しかなく資源に対する漁獲圧力が無視できるほど小さいことから、漁獲可能量による管理を必要としないという県でございます。

次にスケトウダラです。スケトウダラの管理期間は毎年4月から翌年3月となっておりますので、21年のスケトウダラのT A C案につきましては、2月ごろに開催されます当資源管理分科会に諮問予定というふうにしております。

3つ目、マアジでございますが、もう一度、資料4 7をごらんいただきたいと思います。3ページにマアジがでございますが、マアジにつきましては、中期的管理方針によりまして、「太平洋系群については資源水準の維持、対馬暖流系群につきましては大韓民国等と我が国の水域にまたがって分布し、同国における採捕も行われていることから、関係国との協調した管理に向けて取り組みつつ、資源の維持もしくは増大することを基本に、管

理を行うもの」とされているところでございます。A B C limitは、この中期的管理方針に則しまして、両系群とも下の表の、現状の親魚量の維持シナリオを採用し、太平洋は3万4000トン、対馬は16万6000トン、T A C数量はA B Cと同数といたしまして、これらの合計値20万トンとなります。

なお、先ほど設定のポイントのところでも御説明いたしましたが、マアジ、マイワシ、サバ類では、魚群の分布状況に応じた追加配分を可能とする調整枠を20年漁期までT A Cの内数として設定しておりましたが、21年漁期からはこれを行っておりません。漁場形成の状況に応じて、関係する数量の改定により対応することにいたしたいと思っております。

次に資料4 - 5をごらんいただきたいと思えます。大臣管理漁業と都道府県管理漁業への配分比率につきましては、今回、3年に一度の見直し年に当たっておりますが、マアジでは直近3年間、17年から19年の漁獲比率によることとなります。これにより大臣管理分が6万9000トンとなりまして、知事管理分の配分量につきましては裏面のそれぞれの数字となるところでございます。

次にマイワシでございます。もう一度、資料4 - 7に戻っていただきたいのですが、4ページ目にマイワシがございます。マイワシにつきましては、中期的管理方針におきまして、「太平洋系群では資源水準の維持、対馬暖流系群につきましては大韓民国等と我が国の水域にまたがって分布し、同国においても採捕が行われていることから、資源の維持もしくは増大することを基本に管理を行うものとする」というふうにされているところでございます。A B C limitにつきましては、この方針に基づきまして、太平洋系群では下の表の親魚量の維持シナリオの4万3000トン、対馬暖流系群につきましては資源が低位にあり情報が不足していることからA B Cは算出しておりませんが、資源の定性的な評価が低位水準で増加傾向とされておりまして、中期的管理方針に則したA B Cの参考値が親魚量の維持（9000トン）とされておりまして、これらを踏まえましてT A Cの数量は合計の5万2000トンとなります。

資料4 - 5をごらんいただきたいと思えます。大臣管理漁業と都道府県管理漁業への配分でございますけれども、直近3年間の漁獲比率を用いております。これにより大臣管理分が3万トン、知事管理分については裏面の2ページのように、すべて若干配分となります。なお、マイワシの若干配分につきましては、資源の減少に伴い漁獲量が低い水準で推移していることに加えて、漁場形成が不安定で、混獲による採捕のウエイトが高まっているため、一定の数量を厳格に管理することが難しいことから、過去の漁獲実績がおおむね

30トン以上ある都道府県について、すべて「若干」としているところがございます。

次にサバ類ですけれども、サバ類のT A Cにつきましては管理期間が毎年7月から翌年6月となっておりますので、21年漁期のT A C案は5月ごろに開催されます当資源管理分科会に諮問予定とさせていただきたいと思えます。

次にスルメイカでございます。もう一度資料4 7に戻っていただきたいのですが、6ページ目にスルメイカがございます。中期的管理方針では、「高・中位にある資源が海洋環境の変化により大幅減少に転じる可能性があることから、資源動向の把握に努めつつ、海洋環境条件に応じた資源水準の維持を基本方向として管理を行う。資源水準の変動に際しては、関係漁業者への経営への影響が大きくなり過ぎないように配慮を行うものとする」とされております。この方針に基づきまして、A B C limitは、冬季発生系群及び秋期発生系群について、下の表の漁獲シナリオ（管理基準）の親魚量の維持、冬季系群が15万1000トン、秋季系群が18万1000トンとしまして、これらの合計値に基づきます33万3000トンをT A C数量としております。

資料4 5をごらんいただきたいと思えます。大臣管理漁業、都道府県管理漁業への配分でございますが、大臣管理漁業の配分につきましては、関係漁業業界間の確認に基づきまして、前年と同じとなっております。知事管理分につきましては裏面の2ページのように、すべて若干配分となっております。

最後にズワイガニですけれども、ズワイガニの管理期間は毎年7月から翌年6月となっておりますので、21年漁期のT A C案は5月ごろに開催されます当資源管理分科会に諮問予定とさせていただきたいと思えます。

21年T A Cの設定についての説明は以上でございます。なお、今回のT A C案につきましては、10月下旬に、マアジ、マイワシ、スルメイカについてT A C設定に関する公開での意見交換会を行いましたほか、基本計画案につきましてはパブリックコメントによる意見募集を行っております。意見交換会では特にスルメイカ資源に関する見方について意見が交されたところがございます。また、パブリックコメントにつきましては、今回のT A C設定に直接関連する意見はございませんでした。

T A C設定につきましては以上でございます。

最後に、4点目、21年T A E（漁獲努力可能量）の設定について説明させていただきます。資料4 8、「漁獲努力可能量制度（T A E）について」をごらんいただきたいと思えます。T A E制度は、T A C制度と同じく、「海洋生物資源の保存及び管理に関する法

律」に規定された漁獲努力量の総量管理制度でございます。管理に係る手続につきましてはT A C制度と同様でございます。第2種特定海洋生物資源ごとに漁獲努力量の総量の上限を基本計画に定めます。また、T A Eは採捕行為そのものを規制するものですので、対象魚種以外の漁獲も実質上制限されますことから、期間・海域を定めて管理するという事にいたしております。T A Eで管理する漁獲努力量は、統一的に操業隻数と操業日数の積である操業隻日数で管理することにしているところでございます。具体的には、T A E制度は資源回復計画と一体とした運用を行うというふうになっているところでございます。国又は都道府県は、各地の漁業者協議会及び広域漁業調整委員会（又は海区漁業調整委員会）等の審議を経て資源回復計画を作成し、その中で減船、休漁、保護期間又は保護区の設定等により漁獲努力量を削減するわけですけれども、漁獲努力量削減を措置する部分以外で漁獲圧力が強まる可能性がございますので、これでは資源回復計画による漁獲努力量削減効果が阻害されるということで、T A Eに関しては漁獲努力量の増加を抑制することを目的といたしまして、漁獲努力量を削減させた部分以外で漁獲圧力が強まる可能性の高い部分について漁獲努力量の上限を設定するといった運用を行うこととしているところでございます。なお、具体的な運用につきましては、資料4 - 8の2ページ、「資源回復計画の削減措置とT A E設定との関係」の表にお示ししているところでございます。

また、21年のT A Eの数量等につきましては、同じく資料4 - 8の3ページ、「第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量の配分について（H21年期）」の表にお示ししているとおりでございます。平成21年のT A Eにつきましては、対応いたします資源回復計画に基づく漁獲努力量削減の取り組みに変更がございません。そのため、平成20年と同一の内容となっているところでございます。

以上、長くなりましたけれども、平成20年のT A Cの変更及び追加配分、それから平成21年のT A CとT A Eの設定について説明いたしました。なお、資料4 - 1に以上の内容を入れた新しい基本計画の案がございます。それから、変更部分の新旧対照を示したものが資料4 - 2でございますので、適宜、御参照いただきたいと思います。

諮問第152号に係る説明は以上でございます。

櫻本分科会長 どうもありがとうございました。

内容がたくさんありますので、まず大きく2つに分けて御意見、御質問をお伺いしたいと思います。第1番目は、20年度のT A Cにつきまして、大臣管理分の期中改定（マサバ及びゴマサバ）、それからマアジの知事管理分の追加配分、まずこれについて御意見、御

質問を伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

特段ないようでしたら、これについては原案どおりということにさせていただきたいと思いをします。

続きまして、21年のT A Cについてですが、これはT A C設定のもととなる資源評価の部分と21年T A C設定のポイントの部分、それから実際にどのようにT A Cを設定したかということと21年T A Eについて、こういう4項目に分かれていると思いますので、まず資源評価について御意見、御質問を伺いたいと思います。資料4 - 9になりますが、何か御意見、御質問はございますか。

特段ないようですので、それでは2番目の21年T A C設定のポイント、資料4 - 6になりますが、21年度からT A Cをどういうふうを設定していくかということの基本的な考え方になると思います。これについて御意見、御質問はございますか。

山田委員。

山田特別委員 お聞きしたいのは、ポイントの4番、外国水域にわたる資源、大きくはスケトウダラとズワイガニですけれども、この部分については最大漁獲量をベースにT A Cを設定するというので、期中見直しから除外されるということですか。

木島資源管理推進室長 そういうことではなく、とりあえずはこの数字でまずやってみましょうと。ただ、資源の状況が変われば期中の見直しをするということでございます。

山田特別委員 わかりました。

櫻本分科会長 ほかにございますか。

特段ないようですので、それでは第3番目の21年T A Cについて、御意見はございますか。これは資料4 - 7と資料4 - 5になりますが、いかがでしょうか。

特段ございませんでしょうか。

それでは、21年度T A Eにつきまして、何か御意見、御質問はございますでしょうか。

特段ございませんね。

それでは、諮問第152号につきましては原案どおりということによろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

櫻本分科会長 どうもありがとうございました。それでは、そのようにさせていただきます。

それでは、今御討議いただきました諮問第150号、諮問第151号、諮問第152号につつま

して、答申書を確認のために読み上げさせていただきます。

答申書20水審第27号

平成20年11月14日

農林水産大臣 石破 茂 殿

水産政策審議会会長 山内皓平

答 申

平成20年11月14日に開催された水産政策審議会第40回資源管理分科会において、審議の結果、諮問のあった下記事項については、諮問のとおり実施することが適当であると認める。

記

諮問第150号漁業法第58条第1項の規定に基づく小型捕鯨業の公示について、諮問第151号漁業法第58条第1項の規定に基づく中型さけ・ます流し網漁業（日本海海域）の公示について、諮問第152号海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について

それでは、審議官にお渡しいたします。

〔答申書手交〕

（審議事項）

期中改定ルールの検討について

櫻本分科会長 それでは、次に審議事項に入りたいと思います。

まず第1番目、期中改定のルールの検討について、御説明をお願いいたします。

木島資源管理推進室長 資源管理推進室長の木島でございます。よろしく願いいたします。

それでは資料5をごらんいただきたいと思います。先ほどの説明にもございましたけれども、年途中での漁獲可能量及び配分量について見直しを行うに当たり、そのルール化を図っていこうというものでございます。

趣旨といたしましては、まずT A Cの期中改定ですが、資源の将来予測等にはそもそも

精度の限界があることから、漁期中の情報等から資源の状況が変化していると考えられる場合には、資源の再評価、特にABCの再算定を行い、それを踏まえて期中改定を行うことが適当であるということでございます。また、この期中改定につきましては、従来の対応を踏まえルール化を行い、わかりやすいものとする必要があるということでございます。

次に、漁場の形成状況に応じた追加配分の調整でございます。現在、アジ、サバ、イワシの浮魚類につきましては、漁期中の魚群分布状況等に応じて追加配分を行うための調整枠を設定しておりますけれども、21年漁期からは調整枠を設定せず、漁場形成の状況に応じて割当ての追加配分を行うこととしているところでございます。この追加配分についてのルールを定めておくことが必要だということでございます。

この検討に当たっての課題でございます。

まず、TACの期中改定につきましては、そもそも資源再評価を開始するかどうか、その判断をどうするのかという点でございます。この内容といたしましては、資源状況に変化があるのか、またデータがそろえるのかという点について検討しなければならないと考えております。次に資源再評価の実施の方法でございます。ABCの再算定の方法や作業期間についてどうするのかという点が検討課題に挙げられるのではないかと考えております。次にタイミングでございます。漁期との関係もございましょうし、いつまでに行うのかということについても検討課題として考えられるわけでございます。

それから、漁場形成に応じた追加配分の調整についてですが、そもそも現在行っているアジ、サバ、イワシ以外の魚種についても行うのかどうかということについて検討しなければならないと考えております。次に手続ですけれども、魚群分布の偏りによる豊漁であることについて確認をする必要があるかと思っております。次に算定の方法と時期ですけれども、どのような算定をしていくのか、また全体の採捕量がどういうふうに動いていくのか、タイミングはどうするのかということについて検討を進めていく必要があるのではないかと考えております。

今後の話ですけれども、このような検討課題をさらに整理いたしまして、次回もしくは次々回の審議会において骨子案をお示しし、6月ごろまでには成案をまとめていきたいと思っております。

以上でございます。

櫻本分科会長 どうもありがとうございました。

簡単にバックグラウンドを御説明いたしますと、次に説明していただきますが、T A C 制度等の検討に係る有識者懇談会の中で議論された項目の一つでございます。期中改定自体は今までからやっているんですが、それをもう少し制度的に、レギュラーな形で取り入れてやっていこうと、そういう考え方です。先ほど御説明がありましたけれども、不確実性にどう対応するのかというのがT A C 制度をうまく運用していくときの一番難しい問題だと思うのですが、それを解消するには期中改定がぜひ必要であると私は考えております。ただ、期中改定に関しては反対する資源研究者が非常に多いんです。確かにそういう方が多いんですが、私はこれは絶対必要なものであると考えています。ただ、その運用の仕方を間違えると大変なことになりまして、T A C 制は全然有効に機能しないことになりますので、どういうふうにルールを定めて、そのルールを厳格にどのように守っていくかということが非常に重要になると思います。

T A C の検討委員会の中では期中改定をルール化してやりましょうというところまでは議論が進んでいるのですが、ではどういうルールを設定するのかということは当審議会に委ねられていますので、この審議会で十分な時間をかけて検討し、きちんとした厳格なものをつくりたいというふうに私は考えております。

そこで、きょうは頭出しということではありますけれども、いろいろな御意見を伺っていきたく思いますので、忌憚のない御意見をお願いしたいと思います。何か御意見、御質問はございますか。

では、中田委員。

中田特別委員 資源状況の把握についてはA B C の算定でやっているのでしょうかけれども、A B C のメンバーは、科学者とか研究者の方々がやっているのだと思うんですが、そのときにどういうデータに基づいてやっているのかということなんです。一つは、当然漁獲量があるのでしょうかけれども、今は魚そのものの組成といいますか、サイズが、サバなどは200グラムから500グラムまでいろいろあるわけです。漁獲量からいえば当然その数量で上がってきますけれども、サイズはどのようなサイズなのか。200~300の小さなサイズばかりがとれても漁獲量は上がるわけです。ところが、ある人に言わせると、そういうものはもう1年ぐらいたてばいい魚になるのに、今とってしまうと何にもならないじゃないかと、こういう話があるわけです。そういうことを考慮してA B C というものを算定しているのか。私はそういうことが一番重要ではないかと思っているんです。そういうものはできるだけとらないで、もう1年置いてやれば例えば翌年には倍になってくるとか、資源に

好影響を及ぼしてくるとか、このあたりはどのぐらい考慮して算定しているのか、その辺を聞かせていただきたいと思います。

香川漁場資源課長 ABCの算定に当たってベースとなるデータは年齢別資源量でございますので、算定に当たっては、漁獲量だけではなく、いわゆる年齢別の資源量は当然考慮しております。

それから、大きいものをとるのがいいのか小さいものをとるかということにつきましては、なかなか難しい問題でございますが、現時点においてはそういうものを区別せずに、最終的な結果としては数量として出ているということでございます。

中田特別委員 小さいままとると、安くなって、ほとんどが餌になってしまうわけです。だから、そういうことも考慮して……。あるいは、追加の話も出ておりますけれども、TACに近づくとすぐ追加配分という話になるわけで、そういう小さいものもどんどんとってしまうということになれば……。さっきの資料にもいろいろとグラフが出ていますけれども、TACができてから、もう10年ぐらいになるわけですね。高位にあるものは比較的その水準を保っていますけれども、低位のものについてはほとんど回復していないわけです。2～3年前あるいは昨年から見ると少し上がってきたから、もっと上げると、こういう形ですけれども、10年前とか15年前から見ると相当低位になっているわけですから、やはり目標は高く持ってやっていかないと資源回復は難しいのではないかと考えています。

木島資源管理推進室長 今の委員の御指摘はもっともだと思っています。実際に、例えばサバとか、いろいろな魚種において資源回復計画というのをやっております。確かに漁獲可能量については例えば小さいものをとるなといったようなことは書いてないわけですが、例えば小型魚の採捕はできるだけ控えていくとか、小さなものが入った場合には漁場を移動するとか休漁することによって小型魚をとり控えて産卵親魚に結びつけていく、そういう取り組みをやっているところでございます。以上です。

櫻本分科会長 どうもありがとうございました。よろしいでしょうか。

ほかにございますか。

東村委員 追加配分の調整自体に関しては現実的ということで賛成ですけれども、ただ、それを認めてしまいますと、ではTACは何なんだというTACの位置づけの問題が……。今までのように調整枠が中にあるのだったら、TACというのはこれだけしかとってはいけないものなんですよということがわかりやすかったです。ですから、具体的な

案をつくっていただく上では、TACというのはどういうものなのか、そのところをうまく整理していただければと思います。

もう一つは、前回も少し触れさせていただいたんですけれども、追加配分があって、なぜ減少配分がないのか。現実的には無理だということは承知しております。減少するときには翌年のTACに反映するということになるかと思えますけれども、ただ、今回のような追加配分の調整という方法をとることによって、TACというの是非常にミニマムなところで設定してあるから、減らすということはありません、一番低いところで設定しているので、資源がよかったら追加配分しますよという意味ではいいのかなと思っております。しかも、TACを現実的に運用していく上では非常にいいと思えますし、それが明確なルール化がされれば、いい加減なTACの運用をしているといった批判も受けないかと思えますので、そのあたりは感想とコメントという形でお願いいたします。

櫻本分科会長 ありがとうございます。

木島資源管理推進室長 まず第1点は、追加配分を行った場合のTACというのはどういう考え方なのかということでございます。漁獲可能量を見直すといった場合、これはそもそもそれまでの漁獲可能量の根拠となった資源状況が大きく変わっているということでしょうし、そういう資源状況の変化を踏まえた場合に例えば中期的管理目標と若干のそごが生じてくるのではないかと。こうした場合には期中見直しをすべきであろうかと考えております。

2点目に、減少、つまり資源状況が悪化している場合ですけれども、理論的には資源状況が悪化した場合は漁獲可能量を下げることが適当だと思いはするんですが、現実には、漁獲可能量は例えば都道府県に配分する、また大臣管理漁業であれば団体ごとに配分が行われ、さらには例えば四半期ごととか、いろいろな分割管理が行われている状況でございます。また、地域によっては漁期が違うということもございましょうから、仮に減少するとした場合には、既に消化している漁業者もいると考えられるわけでございます。そうした場合、これから漁獲を行おうという漁業者にとりまして極めて不公平が生じるおそれもあるだろう。このようなことを考えますと、減少させるということは現実には漁業者の方々の理解が得られにくいのではないかと考えております。そのようなことも考えまして、今後、この場において御審議をいただければと考えております。

東村委員 ありがとうございます。

櫻本分科会長 どうもありがとうございました。

考え方といえますが、思想的な面で誤解がないように、若干補足させていただきたいと思います。実は、TAC制度等の検討に係る有識者懇談会がちょうど先週あったんですけれども、そのときに石井委員が、たまたまノルウェーに行く機会があったので漁業者とか研究者に聞き取り調査をしてきたということで、その結果を報告してくださったんです。詳しいことは議事録を見ていただければと思いますが、私が感じたことが3点あります。その1つは、ノルウェーではTACの設定はICESという国際機関で決めている。ICESというのは19カ国ぐらいの研究者が集まっているわけで、いろいろな国から研究者が来て議論をして決めている。したがって、非常に透明性が高いということです。ICES自体も100年以上継続している非常に有名な機関でありまして、レベルも非常に高いということです。その中では、いろいろな国から出てくるわけですから利害は当然対立するんですが、必ず合意をする。合意が前提になっているということで、研究者間は非常に信頼関係を持ってTACを設定しているというお話でした。

それともう一つは、それだけ厳密にオープンに決めているTACですが、必ず見直しをしている。石井委員はそれをPlan do seeサイクルと言われていましたけれども、Plan、計画を立て、それを実際にやってみる。そしてSeeは、評価する、結果を見るということです。Plan do seeサイクルで常に見直しをしていて、常にどこかで修正がかかるような仕組みになっている。それが漁業が産業として成長している背景にあるのではないかと、そういう感想を持ったということをおっしゃって、私はこれは非常に重要なポイントだなと思ったんです。ですから、いたずらに何が何でも変えてしまうのだということではなくて、常に修正していくというシステムが絶対に必要だというのが私の基本的な考え方でもありますし、ノルウェーの例でもきちっとそういうことをしているということでしたので、そういうものをぜひ取り入れていただきたいと、そういう意味です。

ほかに。

妻委員。

妻特別委員 別に反対するという話ではないんですけれども、私の個人的な感想としては、調整枠は従来のやり方のほうが本来もっと管理しやすいのではないかと気がいたします。途中1年で資源状況の変化に対応して期中改定をすとか、あるいは漁場形成に応じて配分を見直すというのは、果たして時間的に可能なのかという疑問を持っています。もちろん期中見直しというのは、先生がおっしゃられたような形でPlan do seeをして、フィードバックをやって、情報の正確化を図っていくことが大事だと思いますが。

そこで、仮にこういった形でルール化をして、期中改定によって資源状況に応じてふやしていくということになった場合、今の2つのパターン、資源状況と漁場形成というのは自明の理なんですか。今、調整枠というのはマアジとマイワシとサバの3魚種ですから、この3魚種は、これは資源がふえたんだ、これが漁場形成なんだという、その判定は、どのシグナルを見てこれだと判断するのか。これはどういう感じなんですか。まず、どのケースなのかという判断についてなんです。

木島資源管理推進室長 漁獲の状況は当然ながら、あると思います。また、漁業者からの意見と伺いますか、実際に沖に出ているわけですから、沖の状況等を見た上で、資源の研究者に実際に資源状況がどう変わっているのかということ进行调查していただくことになるだろうと思っています。

2点目の都道府県ごとの漁場の分布状況につきましては、先ほども触れましたけれども、一つには当然ながら漁獲の状況がどうなっているのか、そして水深のデータ等も参考に、実際上、漁獲努力量がそれほど上がっていないのにCPU Eが非常に上がっているとか漁獲が極めて盛んであるという場合には、そのような状況を踏まえて見直していくことになるのだと考えております。

櫻本分科会長 ありがとうございます。

私の個人的な見解をお話ししますと、調整枠と資源の不確実性に対する見直しというのは本来別のものだというのが私の考えです。調整枠は調整枠で、多い少ないが変わるだけの話で、トータルは一緒なんです。期中改定の基本的な考え方は、そのトータル自体が変わる。つまり、資源推定誤差によって100だと思っていたものが実際は150だったとか75だったとか、そういうことがあるわけですから、それに対応するものが期中改定の基本的な考え方であるというのが私の見解です。実際に運用する場合にはいろいろ絡んでくるので、それをうまく制度的にルール化しようということですが、基本的には違うものだという考えです。よろしいでしょうか。

ほかに御意見はございますか。

ないようですから、次の報告事項に入りたいと思います。

(報告事項)

T A C 制度等の検討に係る有識者懇談会の報告について

櫻本分科会長 それでは、T A C制度等の検討に係る有識者懇談会の報告について、御報告をお願いいたします。

木島資源管理推進室長 それでは、資料6に基づきまして簡単に御報告いたしたいと思っております。この資料は、11月7日の第5回T A C制度等の検討に係る有識者懇談会で用いた資料でございます。

まず1ページをごらんいただきたいと思います。漁獲可能量を管理する手法については、一般的な整理といたしまして大きく2つ、具体的に申しますと、個別漁業者に割るやり方と割らないやり方がございます。さらに、個別割当については譲渡性を認めたものがありますということで、従来の分類方法でございます。

2ページは各国の状況でございまして、それぞれの国が漁業に応じていろいろな管理手法を行っているという紹介でございます。

3ページですが、O E C Dが以前、漁獲可能量の管理につきまして、それぞれ評価を行っております。ちょっと古い資料ではあるのですが、基本的な考え方は変わっていないというふうに承知しております。

まず、オリンピック方式と申しますのは、基本的に日本のようにきめ細やかな漁業管理が行われていない状況下でのオリンピック、すなわち漁獲可能量を設定して自由に漁獲を行った場合にどうなるのかということでございます。この場合は当然ながらと申しますか、漁獲可能量が少ない場合には、それをめがけて漁獲競争が起きますし、それによって漁期が短縮する。この漁獲競争によりまして、過剰な投資が行われてコストが上がるとか、雇用の安定性が低下する、また資源管理がないがしろになるというような課題がO E C Dではまとめられております。一方、管理コストは個別割当に比べれば当然ながら安くなるということでございます。

4ページをごらんいただきたいと思います。このような漁獲競争を未然に防止する、すなわち個別に割ることによって、その分はとる権利がございすものですから、それによって漁獲競争を緩和することができるやり方がありますということで個別割当方式についての評価があるわけですけれども、個別割当方式に関しましては、ここにも書いてありますように、オリンピック方式による管理の下で発生する漁獲競争を緩和することが期待できます。そして、このことによって漁期が長期化する、また、より大型の価値のある魚を選択的にとることができる、つまり計画的な操業が期待できる。そのほか、特に譲渡性の個別割当方式の場合には、生産性の高い漁業者に割当てが移動して隻数やコストが下が

るといったことがいい影響として挙げられているわけでございます。

一方、そもそも公平性のある割当てを行うことが難しく皆さんが納得する割当てができないとか、管理コストが大きいとか、投棄や虚偽報告が生じやすいとか、さらに、譲渡性の場合には一部漁業者が市場を支配するといったことが問題点として挙げられております。

このような各国の状況を簡単に図示したものが5ページになります。特に譲渡性の場合が多いのですが、個別割当方式を導入するまで各国ではこういう流れであったということをご簡単に取りまとめたものでございます。まず新たな漁獲対象資源が開拓されて、この資源を目掛けて漁業が発展する。発展した結果、能力も上がりますし、努力量が増加する。漁獲努力量が増加したことによって資源が悪くなります。資源が悪くなった場合、その資源の保全を図るために漁獲可能量制度を導入するんですが、漁獲可能量、つまり資源状況と能力との乖離が非常に大きくなっているものですから、漁期の短縮等が起きて漁獲競争が生じるということでございます。このような漁獲競争を緩和するために、譲渡性を含めた個別割当方式が導入されて、その結果、先ほど申し上げたようなメリットが生じていますよということでございます。

6ページが各国の代表的な例でございます。ほかにもいろいろなパターンがあるのですが、基本的には同じでございます。漁獲競争が発生して極めて漁期が短くなって過剰な隻数が出てくる、それらの過剰能力を削減する、また漁期を長くする、経済性を上げるという観点から、譲渡性個別割当方式が導入されているという今までの歴史でございます。

7ページをごらんいただきたいと思っております。では今の状況はどうなっているのかということでございます。7ページがオーストラリア、次のページにニュージーランドが出てきますけれども、実際に向こうの国に赴き、相手国政府の職員に聞き取りを行ったり、またデータをもらったりして、取りまとめたものでございます。

まずオーストラリアの場合ですが、今まではITQ管理の推進が基本的方向であったけれども、費用対効果という課題もあって次のように方向を転換しているということでございます。高価で単一魚種を漁獲対象とする漁業で、漁民を特定でき、またその数が少数で組織化されている場合には、譲渡性個別割当方式の導入が望ましいということですが、例えばトロール漁業のように多魚種を漁獲対象とする漁業については、費用対効果や管理の実効性の面で導入が難しい。さらに、沿岸の零細漁業については、経営規模が小さく多数であるためコストが非常にかかるので、ITQは導入しないというふうに整理していると

いう話でございました。また、実際の導入に当たっては、漁業者の85%以上の賛同がないとやっておりませんということでございます。

管理体制につきましても、きめ細やかな管理と申しますか、かなり厳しい管理を行っているようでございます。すべての船に監視員が同乗して、VMSも設置しているんですが、実際には投棄がかなり行われているという状況でございました。

それから、実際の資源の状況がどうなっているのかというのが7ページの右下の表でございます。評価対象魚種の数には1992年の31から2006年には97にふえているんですが、そのうち過剰漁獲になっておりませんというものについては、例えば93年が29、2006年は27と余り大きな変化はない。一方、過剰漁獲になっているものについては、92年の5から徐々にふえて、2006年には19にふえている。これは政府発行のレポートで書かれていることでございます。

次にニュージーランドの例ですけれども、8ページをごらんいただきたいと思います。ニュージーランド政府の場合には、そもそもITQは小さな政府を実現するための行政改革の一環として行ったものであるため、その際に漁村の問題や社会的な問題については余り考えていないということを政府の職員が言っておりました。基本的にはすべての魚種にITQを導入する予定ではあるけれども、オーストラリアと同じように、85%以上の合意がないとやりませんということでございました。管理体制については、ニュージーランド漁業省の約半分が監視員になっているということでございまして、この監視員が船に乗ったり、またVMSの監視をしたり、管理が大変だという状況でございました。

それから、漁獲可能量、資源の状況については右のグラフを見ていただきたいと思います。資源は悪いものが多いのですが、その割に漁獲可能量はほぼ一定で推移している状況にございます。これはなぜかという話ですけれども、左下の「その他の課題」のところにはございますように、資源評価では資源の状況が変わっているんですけれども、ニュージーランドの場合にはITQ、つまり譲渡性個別割当方式を導入しておりますので、漁獲可能量を変更しようとする、クォーターを持っている人が多種多様にわたるものですから、自分の割当ての財産価値が下がるということで訴訟が出る。ですから、基本的には漁獲可能量を変更することはありません、非常に少ないという話でございました。そして、先ほども若干触れましたが、資源管理としては成功していないという状況にございました。

それでは我が国の場合はどうなっているのかというのが9ページ以降でございます。個別割当方式は我が国の場合はベニズワイとミナミマグロ漁業の2つの漁業に導入していま

すけれども、これについては、よく御存じのように対象の漁船の数も少ないですし、水揚げ港も少ない、また、かなり厳格な管理が行われているという状況の資料でございます。

10ページは我が国の漁獲可能量管理の実態でございます。これもよく御承知のことだと思っておりますが、基本的には漁業法に基づくインプット・コントロールを基本としております。さらに、その漁獲可能量については知事分と大臣漁業にそれぞれ分けられて、さらに漁業者団体による管理が行われているという状況でございます。また、漁獲可能量の変動にかかわらず、外国で見られているような漁期の短縮、つまり漁獲競争は起きていないという状況でございます。

11ページは、実際に漁獲可能量の管理、消化の状況がどうなっているのかということですが、ここに代表的な例としてサバとスケトウダラについて例示いたしました。いずれにいたしましても、生産者団体の稠密な、きめ細かな管理を行うことによって、漁獲可能量の枠の中でほぼ満限に消化するような調整が行われているということでございます。

12ページと13ページは実際の漁獲可能量対象魚種の資源状況がどうなっているかということでございます。

14ページ以降は、我が国の場合に個別割当方式の導入について今後どのように考えていくのか、簡単に取りまとめたものでございます。漁獲可能量の管理につきましては、先ほどごらんいただいたように基本的にうまくやられているわけですが、資源が悪いものもまだあるわけございまして、このような資源の悪化しているものについては、厳格な資源管理を行う観点から、個別割当方式を利用することも検討してはどうかという意見もあります。また、各国で見られているように、経営改善・構造改革を進める観点から譲渡性個別割当方式を利用してはどうかという意見があるけれども、これについてどのように考えていくのかという課題があるかと思っております。

このような個別割当方式を導入した場合に、どのような影響が出るかというのが15ページでございます。公的管理によって個別割当方式をどんな魚種についてもやりますという場合には、次のような影響が生じるおそれがあるということでございます。まず、漁獲量の迅速かつ正確な把握のためには多数の管理要員が要りますし、このためには当然ながら過大なコストがかかります。それから、操業が各漁業者の判断に委ねられることから、現在のような団体による管理が行われなくなった場合には自らの判断のみとなりますので、価格の高い時期に漁獲が集中して市場が混乱するおそれがございます。それから、特に譲渡性個別割当方式につきましては、仮に全面的に自由な割当ての移譲を認めるとした場合

には、今のトン数規制とか区域規制等の各種規制を抜本的に見直さないとできませんので、見直し撤廃に伴って操業秩序が混乱するおそれがあります。また、よく言われておりますように、生産性が高く資本力のある漁業者に割当てが集中いたしますので、結果として漁村地区が非常に大きな影響を受けるおそれがあるということでございます。

このような評価を踏まえて、では今後どうしていくのかというのが16ページでございます。

まず個別割当方式を我が国に広くI Q方式を導入することについてでございますが、そもそも個別割当方式と申しますのは、より厳格な漁獲量管理を可能にすること、また各漁業者の操業の自由度を向上させるという面もあるかと思えますけれども、I Q方式を導入する場合には、漁業者の賛同が得られていること、不満のない配分が可能であること、管理ができるのかという3つの条件が満たされることが不可欠であると思っております。このため、個別割当方式を公的管理制度として一般的に広く導入することは、我が国の漁船隻数、水揚げ港数の多さ等、いろいろな漁業実態から現時点では難しいのではないかと。むしろ漁業者の自主的取り組みとして、厳格なT A C管理が必要な資源とか、漁獲可能量が残り少なくなってしまった場合、またさらに漁獲が集中する時期に限定して実施することが望ましいのではないのでしょうかというのが個別割当方式についての考え方のまとめでございます。

譲渡性につきましては、公的管理のもとで自由に割当量の移譲を認めるものについては、諸外国の例で見ますと漁業の構造改革や生産性の向上をもたらす面がありますけれども、我が国に導入するとした場合には次のような課題も指摘されているのではないのでしょうかということで、その一つが、長年培われてきた操業慣行や秩序だけでなく漁村社会に重大な影響を与えるおそれがある。また、一般的な形で一たん導入いたしますと、割当ては権利でございますので、当然やり直しがきかないということが非常に大きな課題として挙げられるのではないかと考えております。それから、管理に当たりましては、割当量が頻繁に変化することから管理が非常に難しい。また、割当てが権利化するものですから、漁獲可能量の変動が難しくなって、資源状況の改善には好ましくない影響を及ぼすおそれがある。こういった点が問題として挙げられるのではないかと考えております。ただ、実際に個別割当方式を実施している魚種につきましては、その割当量の移動を認めることが可能であるかどうか、またそのやり方はどうすればいいのかといったこと等について今後検討していく必要があるのではないかとこの意見もでございます。

このような資料を御説明したところ、各有識者の方々からは、我が国に個別割当方式を導入した場合の影響や考え方については基本的に異論はないという御意見でございましたが、そのほかにも、個別割当方式を行うのであれば経営の自由度を高める措置を実施すべきだという意見とか、個別割当方式の導入は産業として漁業をどう考えるのかという観点から検討すべきであるという意見、あるいは個別割当方式の導入に当たっては加工屋さんや流通業者の意見も聞くべきだ等々、いろいろな意見がございました。

今後の予定でございますけれども、今月の11月27日に、第6回目、次回の有識者懇談会を開催いたしまして、そこでとりまとめ骨子(案)を御提案し、御審議いただく予定にしております。さらに、12月中旬に最終の懇談会を開催して、とりまとめ案を成案としたいと考えております。

以上でございます。

櫻本分科会長 どうもありがとうございました。

非常に広範囲な内容をわかりやすく論点整理していただきまして、この資料をもとに懇談会の中でいろいろ議論されました。その経過報告といいますが、内容についても御紹介していただきましたが、これにつきまして何か御意見、御質問はございますでしょうか。

婁委員。

婁特別委員 この論点整理、非常にすっきりしていて、私は理解しやすかったと思います。ただ、これで本当に必要十分なのかと言うと、少し疑問を感じるところがあります。それはどういうことかと言うと、現在行われている一種改良型の日本型TACといいますが、そういうものでは諸外国のTAC制度で起きている失敗が起きていないということがよくわかりました。ただ問題は、ではそれはなぜ起きていないのかということなんです。ここでは漁業者団体による管理というものを強調されていますけれども、では漁業者団体による管理がなぜそういう失敗を克服できているのかという説明が本来あってもいいのではないかということが一つ。もう一つは、改良型日本型TACというものが、海外で行われているIQ・ITQ制度のメリットを越えるぐらいのメリットがあるんだという説明があれば、なおいいなと思いました。私は実際そういったものも期待できるのではないかという感じがしておりますので、もしそういった情報があれば、ぜひ出していただきたい。そうすれば、もっとすっきり納得します。

以上でございます。

櫻本分科会長 ありがとうございます。

木島資源管理推進室長 なぜ漁獲競争が起きていないのかという点につきましては、数量的に整理ができていないわけでは無いのですが、外国と我が国の場合の漁業管理の違いと申しますのは、一つには、我が国の場合は許可制度がかなり細くなされております。ですから、例えば隻数が資源状況や経営状況に応じてかなり変わってきている。また、減船など漁獲能力の削減制度もあります。さらに、漁獲努力量を調整するための各種規制が非常に細かく行われてきていることから、外国で全く野放図に行われた場合のような資源状況と漁獲能力との極端な乖離はないのではないか。さらに、その漁獲努力量を管理する場合は、先ほど御説明いたしましたように漁業法等に基づくインプット・コントロールを基本としているものですから、現在の漁獲可能量をうまく調整することが制度的にも可能ではないかということがあろうかと思っております。

それから、日本型と申しますか、漁獲可能量、つまりインプット・コントロールとか、漁業者団体の管理によってうまくやっているという状況がIQ・ITQにまさるのかという点でございますけれども、最後にまとめようと思っているのは、また実際に有識者懇において異論はなかったんですが、公的な管理として国なり都道府県が一般的な漁業に個別割当をする場合にはかなり大きな問題があると考えております。ただ、例えば一定の時期もしくは一定の区域に限って漁業者団体が個別割当をするやり方はあり得るのではないかと考えておりますし、実際に、各漁業者、漁業団体、また漁業の実態、資源の状況などに応じて、こういうやり方についてもうまく利用していくということに尽きるのではないかと考えております。ただ、ITQに関しては、一般的に公的なものについてはかなり難しいのではないかと、むしろ我が国にとってみると大混乱が生じるのではないかと考えております。

宮原資源管理部審議官 誤解を与えないように付言させていただきますと、確かによいところもあって日本の管理をやっているとは言えるものの、先ほど中田委員にも御指摘を受けましたように、まだまだ改善すべき点が随分あるわけでございます。それで、業界での取り組みは確かに行われておりますけれども、それもこれからよくしなければならぬ過程にあるものでございます。ここにはサンマの業界の方もまき網の業界の方もおられますが、これで満足できるような状況になっているかという点、そういうことでもない。したがって、その部分については、外国のやり方も見ながら、オン・ゴーイングといいますが、これから努力を重ねていく部分なのだろうと思っておりますので、余り胸を張って、よいところばかりあるんだよというふうには言えるところでもないということは、水産

庁側から自戒の念も込めてコメントさせていただきたいと思います。

櫻本分科会長 どうもありがとうございました。

婁先生、よろしいでしょうか。

では、寺本委員、お願いします。

寺本委員 今回のIQとかITQ、TAC制度と直接関係があるかどうか、わかりませんが、TACの問題は資源のことを考えて生産者がおのずからこういう方法を選んでいるわけですが、少ないのに獲り過ぎるので問題が起きているわけです。例を出して申しわけありませんが、聞くところ、サンマなんかは、設定されていて、まだ十分あるにもかかわらず 例えば、漁業者団体の管理があって、せっかく枠をふやしているのに、枠をとらない。そして逆に、流通業者あるいは水産加工業者、あるいは一般の消費者が、なぜだと。ことのように油が高ければ調整しないといけない、価格もそのままやっていたら非常に難しいということをやっているのでしょうか、ITQの制度もそうですが、生産者とか資源のことだけで一方的に考えているところがちょっと……。いろいろなところからそういう意見を聞くんです。せっかく枠をふやしても、サンマなんかの場合、まだ十分とれるのに、とっていないじゃないか、枠もこなしていないじゃないかと。そういう問題が出たときに、今後いろいろ検討していかなければいかんと思います。

一つは、限られた魚種で限られた漁場でしかとれない。公海で日本以外の国はとっている。需給ということで生産者の管理がうまくいっていると言うけれども、それは生産者のことだけであって、資源が十分あるのに、それをこなしていかないことに関して、一部、そういう意見を伺っています。それは生産者として資源のことを考えてやっていることですけれども、今後は十分注意していかなければいけないと思うんです。というのは、時期とそのときの魚の組成によって 例えばの話ですが、養殖のハマチとかウナギに対しても、そういうために必要だということがあって、流通業者、水産加工業者は実際に枠を見て計算を立てているわけです。それがカバーされない。今は円高になってしまったからあれですが、輸出その他も考えていたけれども、事情が変わってきた。円高になってくると、今後は逆に日本が輸入するようになることも考えられますね。

つまり、基本的にTAC制度というのは当たり前のことで、資源のためにやるわけで、生産者が調整するのももったいもですけれども、生産者の勝手だけで物事を決めていくということでは非常に批判が出てくるのではないかと。ですから、IQとかITQをやるにしても、先ほどお話がありましたけれども、今後は水産加工業者なり流通業者なり、そういう

ものを使っている人たちの意見を十分配慮しながら決めていただきたい。せっかくTAC制度で枠を決めて、とれるのにもかかわらず、とらなかった。それが国内に影響を及ぼすようなことがあると非常に問題だと思しますので、我々生産者の一方的な意見だけではなくて、そういう意見を十分に聞いた上で判断していくべきではないかと思えます。

櫻本分科会長 ありがとうございます。

木島資源管理推進室長 サンマの漁獲状況については、委員のおっしゃるように45万5000トンに達しない可能性が高いわけでございます。これは幾つかポイントがございます。一つには委員がおっしゃるように燃油高によってコストが非常に上がってしまったという問題がございますし、またロシアに輸出を想定していたものが円高によって非常に少なくなった、また養殖の部分がなかなか使われない見込みが生じた、こういう幾つかのことが重なり合って、現実にはなかなか操業実績が伸びていないのだと聞いております。

ただ、委員がおっしゃるように大きく余すことは資源の有効利用という観点からしますともったいないことでございますので、今後どのように漁獲可能量をうまく利用していくのかということについては生産者側とも協議を行ってまいりたいと考えております。

櫻本分科会長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

ほかに御意見はございますでしょうか。

東村委員 私、カナダの大西洋側のIQ制の研究を行っていることから、この内容の濃い資料に既に書かれていることも含まれてはおりますけれども、若干コメントさせていただきたいと思えます。

まずIQ制と漁期の短縮というのは全く関連性のないものでございます。漁業者個人に任せますと、漁獲効率も一緒、とれる資源も全く同じものだという前提があれば、そういうことも可能かと思うのですけれども、はっきり言ってそんな資源はなくて、やはり高く売れる時期は決まっていますし、よい魚がよくとれる時期も決まっていますので、漁期はむしろ短縮する傾向が強いというふうに考えられます。

もう一つは、ここでも書かれておりますけれども、海上投棄の問題が非常に起こります。ニュージーランド等はまあまあうまくいっていて、カナダもうまくいっているほうですが、これは魚のサイズとか形とか 形というのは例えばカニなどですが、そういうものによって値段の差がほとんどなくて重量取引をしているケースなんです。そういうところだとまあうまくいくんですけれども、日本のように、いい魚といいですか、何キロのサイズだと価格がいきなりポンと上がるというような状況になると、海上投棄のインセンティブ

はものすごく高い。そうすると、それを防ぐには、漁業者がIQ制度に心から納得して賛成するか、全部の船にオブザーバーを乗せるか、どちらかということになってしまうと思います。そういうことができるかと言いますと、これもまた難しいかなと思います。

最後に、資料の2ページでITQ制を導入している国に印がついております。私は全部の国のことに関して存じ上げているわけではございませんが、幾つかの国では完全に自由に売買できるようにはしておりません。例えば地域を区切っているとか、船の大きさを区切っているとか、そういう中での取引ということなので、これだけを見て、まるで日本じゅうで売買するんだというふうに誤解してもらったら困りますし、そういうことを外国がしていると思ってもらっては困るかなということとはございます。

以上です。若干ITQの現場を見てきた者としてのコメントをさせていただきました。

櫻本分科会長 どうもありがとうございました。

ほかに御意見はございますか。

八木田特別委員 サンマの件で生産者がとらないという御批判を受けた感じがしたんですけれども、そもそも資源管理というものが何のためにあるかと言いますと、漁業経営ないし、すべての漁家を安定させるためなんです。ポーク・サイクルという言葉があるんですが、御存じでしょうか。知らないですか。つまり、動物たんぱく質が少ないということで、増やしましょうと。それによって農家が生産性を上げていくことができるということで、どんどん豚をふやしていく。増えていくと今度は単価が安くなってきて採算が合わなくなり、携わっていた農家の方々は結果的に飯が食えなくなってしまって廃業せざるを得なくなる。減少させなきゃいかん。そういうことで生産者が減ってくると、また単価が上がっていったって商売として成り立つ。こういう話が過去にあるんです。それが今の資源管理の部分でもあるわけで、今は、豊富なサンマの資源を抱えて、そういう状況にあるのかなと。今は増やそうとしているわけですがけれども、増やした後のこともしっかり考えてやっていかなければ、結局そういうことになってしまう。

サンマに限らず、ほかの資源もそうだと思うんですけれども、年度当初に何万トンという計画を立てますね。ところが、魚の本当の需要関係は、その年その年の経済環境とか他の魚種のとれ具合、そういった環境によって大きく変わってきますし、そういったところでの若干の変動はあり得るのではないかという思いがありまして、生産者が勝手に数量を減らしているというふうに誤解されているような感じがしましたけれども、決してそうではないのだということをお理解いただきたいなという思いで発言させていただきました。

櫻本分科会長 ありがとうございます。

寺本委員、どうぞ。

寺本委員 サンマの漁業者のことを批判したつもりはないんです。そういうことではなくて、本来のTAC制度、あるいはIQ制度とかITQ制度の問題と絡めての話でありまして、正直言いますと、こういう状況ですから、生産者として、よくわかるんです。ただ、去年も昨年の後半に枠を増やしました。そして今回は初めから枠を増やしています。そういう中で、それを消化できない枠ですと……。これは、生産者として、よくわかるんです。だから、生産者を批判しているわけではないんです。流通なり一般の消費者を含め、サンマを利用しているいろいろな人たちがいるわけで、そういう人たちもある程度そういうことを計算の上に商売をしているわけですから、一方的に我々だけの考えですと、そういうサイドから見た場合の意見も出てくるといことなんです。現実には聞いていますから申し上げたわけですし、サンマの漁業者の気持ちはよくわかります。

宮原資源管理部審議官 サンマになるとどうしても発言せざるを得なくなってしまうのですけれども、寺本さんのおっしゃることは非常によくわかります。去年はまさに加工業者とか、利用する人たちも含めて相当の議論の末に迷走いたしましたして、今年はそれではまずいからということで早目に大きな枠をつくるという方法で対処した。その結果として、漁期中の悶着はそれほど起こらずに推移して動いてきたと思います。先ほど私が発言させていただいたように、まだ本当にオン・ゴーイングで、修正TACというふうに呼べばいいのかどうかわかりませんが、どういうふうに運営していけば一番よくなるのか。サンマに対しての適用はどうやれば一番うまくいくのか、本当に五里霧中の状況がまだ続いているところでございますので、その点をよく御理解いただければと思います。

櫻本分科会長 ありがとうございます。

ほかに御意見はございますか。

指定漁業の許可及び起業の認可の状況について

櫻本分科会長 それでは、次の報告事項に移りたいと思います。指定漁業の許可及び起業の認可の状況について、御報告をお願いいたします。

森企画課長補佐 企画課、制度を担当しております森と申します。座ったままですが、資料7に即して報告させていただきます。今回の報告につきましては、漁業法第64条に基

づきまして、毎年1回、本審議会に報告せよというふうに行われているものでございます。

表紙をめくって2枚目をごらんください。指定漁業の許可期間及び許認可隻数の今年の10月1日現在の隻数と、平成19年、昨年と同じく11月に開かれた当水産政策審議会で報告した数字とを比べたものでございます。左の番号の1番から8番目の「いか釣り漁業」まで、二重線の上までは5年ごとに更新する許可漁業になっております。許可の更新は昨年8月に実施したところですが、9番、10番、11番につきましては、毎年更新する1年許可漁業となっております。

表の一番右側に増減が出ております。この欄を見ていただきますと、トータルで42隻の減少となっております。減少の理由としましては自主廃業が一番多くなっております。

次に、2ページから4ページにかけて、許可隻数の内容をトン数階層別に内訳をつけておりますが、これにつきましては資料を見ていただければと思います。

最後に、5ページでございます。指定漁業の漁獲量の実績を示しております。先ほどは19年と20年を比べておりましたが、これは漁獲量の報告が1年ずれるものですから、18年と19年の比較になっております。漁獲量は指定漁業全体で8万7000トンの減少となっております。主に大中型まき網漁業、いか釣り漁業での減少が大きく見受けられる結果となっております。聞きましたところ、これは漁場形成の変動による影響だというのが一番大きな理由となっております。そのほかの減少の理由としましては、気象・海況の影響、それから減船によって水揚量が少なくなったということ聞いております。

簡単でございますが、以上で報告とさせていただきます。

櫻本分科会長 ありがとうございます。

何か御意見、御質問はございますか。

(その他)

櫻本分科会長 それでは、以上で本日予定しておりました議事はすべて終了いたしました。ただ、この機会に、御質問等、何か御発言があればお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

特段ないようですね。

それでは、本日の審議はすべて終了いたしましたので、次回の日程について事務局からお願いいたします。

木實谷管理課長 次回の資源管理分科会の日程につきましては、時期といたしまして2月上中旬ごろにお願いいたしたいと考えております。後日、事務局から日程調整をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

櫻本分科会長 今日は長時間にわたりまして御審議をいただきまして、ありがとうございました。これで終了したいと思います。

閉 会